

# 西日本短期大学附属高等学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

現在、全国的にいじめの認知が積極的に進められており、その認知件数は増加傾向にある。いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では全職員がいじめは重大な人権問題であり、絶対に許されない行為であるという認識を持ち、いじめ問題への理解・対応力を向上させ、いじめの未然防止、早期発見に向けた取り組みを組織的に行うことでいじめがない学校づくりに努めることを目的とし、いじめ防止基本方針を以下に定める。

## 1. 「いじめ」に対する全生徒・全職員の意識の統一

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

引用：「いじめ防止対策推進法」第2条

### (2) いじめに対する認識

- ① いじめはどの生徒にもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。  
「些細な事」と判断せずに見逃さない意識を持つことが大切である。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

## 2. いじめ防止のための体制

### (1) 教育相談委員会

いじめ問題は生徒が抱える様々な課題に起因する部分も多く、幅広い見識を持ち対応する必要がある為、いじめ問題のみの対応を目的とした委員会は設置せずに、管理職、保健部長、生徒指導部長、教務部長、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係職員から構成する教育相談委員会を設置している。委員会では学校におけるいじめ、不登校、特別支援教育に関わる課題、対応について協議・検討を行い、実効的に措置を行えるよう方針を定める。

## (2) いじめの未然防止・早期発見に係る取組

いじめの未然防止・早期発見のために、以下の方策を定める。

### ①メンタルヘルスアンケート（5月、9月、1月）

※生徒自身の心身の状況を把握することで教育相談やSCに繋げることを目的とする。

### ②学校生活アンケート（7月、12月、3月）

※いじめや体罰等に関して具体的に把握し、早い段階から予見・認知し、対応する。

### ③各学期に教育相談週間定め、各種アンケート結果を参考に2者面談等を実施。

### ④スクールカウンセリング（毎週水曜日）

## 3. いじめ問題への対応

### (1) いじめに気付くための組織的な取り組み

いじめ発見のルートとして

#### ①アンケート調査

#### ②本人からの訴え

#### ③保護者からの訴え

#### ④友人や目撃者からの相談

#### ⑤教職員による発見

等が挙げられる。いずれの場合も担任や教職員個人が抱え込むことが無いよう、いじめ問題の情報共有について教職員の感度を上げるよう求めている。具体的には

A. 毎週実施する学年会議にて各担任からクラスの生徒状況を学年主任に報告する。

B. 本人や保護者、生徒からの相談があった場合は速やかに担任・学年主任へ報告する。

C. アンケート結果によりいじめ問題が予見される場合、具体的な訴えがあった場合は、集約後すぐに担任が本人と面談を実施し、詳細な情報把握に努め、学年主任へ報告する。

いずれの場合も報告経路は下記の通りとする。



### (2) いじめ問題対応への共通理解

#### ①被害生徒への理解と心のケア

いじめ把握後は被害生徒の保護を最優先とし、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し等）の発生を未然に防ぐため心情理解に努め、ともに解決へ取り組む姿勢を見せることが大切である。その際、以下の点に留意する。

・「誰もわかってくれない」「自分の味方はいない」などの無力感を取り払うこと

・教職員は支援者であることを伝え、「必ず守る」という決意を伝えること

・大人の思い込みで被害や加害の状況を推測したり、心情を勝手に受け止めるような発言はしないこと。

・「辛さ」「不安」「心配」などを吐き出せる安心な関係をつくること。またはそのような場を提供すること。

## ②被害者のニーズの確認

被害生徒が「何を望んでいるのか」を確認する。「力になりたいけれど、学校として何ができるか」を伝え、加害生徒や在籍クラスへの指導に関する具体的な支援策を提示し、本人や保護者に選択させることが重要。

## ③加害生徒への指導・被害生徒との関係修復

いじめ問題については加害生徒への指導とともに加害生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がけることも大切である。加害生徒の保護者にも協力を要請し、加害生徒が被害生徒との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。

また、指導の事前対応や指導の過程において、被害生徒及び保護者の同意を得ること、指導結果を報告するなどの配慮を行うことも徹底する。

## ④いじめの解消

いじめの解消には以下の2条件がある。

- ・いじめに係る行為が止んでいること
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※引用：「いじめの防止等のための基本的な方針」（文科省）

この2条件を満たしているかどうかを本人や保護者との面談などを通じて、継続的に確認する必要がある。なお、解消に至った場合も、卒業するまで、日常的に注意深く見守り続けていくことが大切である。

また、いじめ問題の対応に当たっては教職員自身が「いじめに耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する意識に陥っていないか常に自己点検を行うことも重要である。

## 4. 重大事態への対応

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、長期間の欠席を余儀なくされる疑いがある場合は、速やかに3-(1)の報告経路の動きを取り、福岡県私学振興課および学校法人へ報告を行うとともに、関係機関と連携し、事態の解決を図る。その際、いじめの態様により犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署とへ相談・報告し、連携し対処すること。

参考：「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」文科省通知

以上

平成27年 制定

令和6年4月 改定